

はじめに

ついに… ついに相続税が改正された！ 基礎控除がなんと四割も減らされ、最高税率にいたっては五五%にも上げられてしまった。相続税大増税時代の始まりである。

これまで、相続税といえば「お金持ちにかかる税金」というイメージが強かったけれど、これからは、「自宅とちよっとした預金を持っていたら相続税がかかる」、そんな時代になってしまったのである。

ウカウカしていたら、あなたにも相続税がかかり、財産は確実に減ってしまうだろう。そんなことにならないためにも、しっかり「生前遺産分割」を実行して財産を守っていかなければならぬ。

「生前遺産分割」!? そう、私が以前から提言してきていることであるが、生前遺産分割とは、自分の意思がしっかりしている間に、自分の財産の分け方を生前にキチンと決めておき、残された相続人間で採めないように、そして少しでも税金を安くして、より多くの財産を残していこうというものである。

税金をただ安くというものではない。税金は安いに越したことはないが、それより大切なこと、—家族が採めない、確実に財産をバトンタッチする—ということに重点をおいて行う生前相続対策なのである。

自分の相続を知り、どのような制度を使ってやるか。①贈与か、②相続時精算課税制度か、

③事業承継税制か、④信託か。

はたまた、どのような方法でやるのか。①生前贈与か、②死因贈与か、③遺言か、④遺言代用信託か、⑤遺言信託か、⑥後継ぎ遺贈型信託か。

こういったことを、あなたがあなたの意思で決定して、実行していく。これこそが、私が提言する「生前遺産分割」であり、家族に一番財産が残る方法であると思ふ。

新相続税は増税ではあるが、実は贈与にはやさしい。そう、税制は、相続時精算課税制度が導入された平成一五年から「相重贈与」路線を突っ走っているのだが、この流れは「生前遺産分割」と全く同じである。この流れにうまく乗っていただきたい。そうすれば、確実に税額は減るし、揉めない相続ができるものと思ふ。

「家族円満」―相続人の権利意識が強くなった今、最大のキーワードはこれである。「円満相続」…これができるのは、そう、あなたしかいない。是非、生前遺産分割を実践していただき、「よい相続」となることを心より祈念している。

最後に、いつもながらではあるが、大変お世話になった清文社の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成二五年四月

税理士 三輪 厚二